

土木工事現場必携の 改正概要

(R2.4.1 改正)

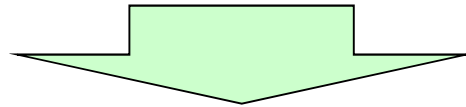
土木工事現場必携の主な改正点

第1章 一般事項

1-3 契約関係

(2) 請負契約の内容 (ア) 契約書 約款の条項等の変更

第41条 瑕疵担保



改正

第21条の2 著しく短い工期の禁止 追加

第41条 契約不適合責任

第42条以降 改正及び追加

土木工事現場必携の主な改正点

第1章 一般事項

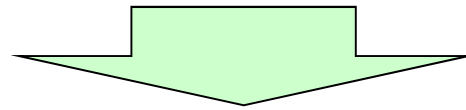
1-4 工事等の施行

(3) 監督 (ウ) 監督の方法

伝達方法の変更（標準仕様書変更にあわせる）

報告、通知

書面及び電子メール等電子媒体を用いた伝達



改正

書面等による伝達

土木工事現場必携の主な改正点

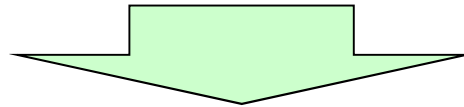
第1章 一般事項

1-4 工事等の施行

(3) 監督 (ウ) 監督の方法

伝達方法の変更による追加

注) 電子メールによる報告、通知、連絡については、「電子メールを活用した情報共有実施要領(案)」によること



追加

注) 電子メールによる報告、通知、連絡については、「電子メールを活用した情報共有実施要領(案)」及び「愛知県情報共有運用ガイドライン」によること

土木工事現場必携の主な改正点

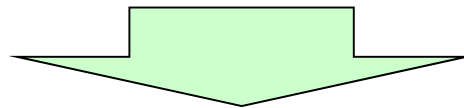
第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

6-1 施工計画書の内容

説明の具体化

なお、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出する。ただし、重要な変更とは、新規工種の追加及び安全管理方法の変更に係わるものをいう。



改正

施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出する。ただし、主要資材の数量変更、再生資源の利用と建設副産物の数量変更のみの場合は省略する。

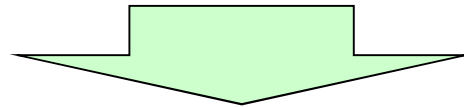
土木工事現場必携の主な改正点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

7 施工体制台帳・施工体系図

様式の変更



追加

様式変更

一号特定技能外国人の従事状況（有無）の追加

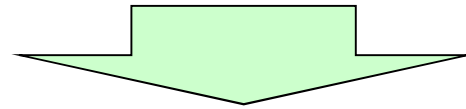
土木工事現場必携の主な改正点

第2章 書類関係

2-2 書類作成の手引き

9 工事打合せ簿記載例

情報共有システム使用の場合の追加



追加

情報共有システムを使用する場合は、別途紙に出力して提出しないものとする。

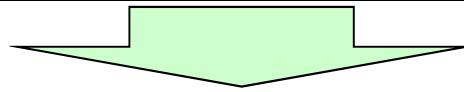
土木工事現場必携の主な改正点

第4章 検査関係

4-1 概説

(3) 検査に関する留意事項 2.中間検査 種類検査項目の追加

- ① 中間検査（工場検査を除く）は、原則年4回実施される。本庁検査対象箇所については、原則として1回以上中間検査を受検するよう、箇所を選定する。
- ② 出来形が進捗していない工事や工場製作が主となる工事についても、選定の対象とする。
* 現場が進捗していない段階で、施工計画書により施工管理の方法等を検査することが肝要である。
- ③ 選定した箇所は、原則として現場検査を行う。



改正

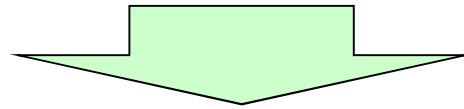
- ① 本庁契約工事、特別検査工事及び所長委任工事で、工事着手日から概ね1ヶ月以上経過し、かつ、工事完了日まで概ね1ヶ月以上のある工事で、工事進捗率が概ね20～70%の工事を原則対象とする。また、契約金額が1件250万円以上の建設工事を対象とし、指示票にて行う工事、主たる内容が草刈り等の役務提供工事及び交通安全Ⅱ種工事は対象外とする。
- ② 中間検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階の実施時期等を行うことを原則とする。
- ③ 実施回数は、原則年1回とする。

土木工事現場必携の主な改正点

第5章 各種様式 5-1 契約関係様式

様式の廃止

中間前払金請求予定書



廃止

様式廃止

中間前払金請求予定書の廃止